

第24期 第36回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月13日(月) 13時30分から14時50分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(17人)

会長	12番	横山 成治
副会長	5番	安井 善次
副会長	13番	松尾 比古敏
副会長	15番	上坂 雅彦
	1番	高谷 久美子
	2番	宇野 幸太郎
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	6番	山本 公彦
	7番	田中 謙一
	8番	西村 博
	9番	森元 直紀
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	14番	正田 富美子
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(0人)

5. 説明員(1人)

農林水産課 大塚、山崎

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	1番 高谷 久美子 委員
		2番 宇野 幸太郎 委員

第2 議案第134号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議案第135号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第136号 営農型発電設備の設置に係る農転用許可申請（農地法第5条）及び区分地上権設定申請（農地法第3条）について
議案第137号 農用地利用集積計画について
議案第138号 農地法第3条第2項第5号の規定による面積の廃止について
議案第139号 大津市農業委員会規定の一部改正について
議案第140号 農地等の利用最適化の推進に関する指針の改正について
議案第141号 大津市個人情報保護法等の施行に関する農業委員会規則の制定について
議案第142号 農業委員会の権限に属する事務の一部を師長の補助機関たる職員をして執行させることについて
報告第196号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第197号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第198号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第199号 農業者証明について
報告第200号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第201号 広報誌「みどりのこだま」第92号について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局

それでは、第24期第36回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。
最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。
なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号1番 高谷 久美子 委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局

ありがとうございました。ご着席ください。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は中部選出の副会長であります上坂 雅彦委員をお願いいたします。
それでは、よろしくお願いいたします。

副会長

それでは、議事に先立ちまして本定例総会の成立について申し上げます。
本日は全員出席いただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項

の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。

次に、会長からのご挨拶をいただきます。

会 長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

1番 高谷 久美子 委員

2番 宇野 幸太郎 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第134号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1及びNo. 2の北比良につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委 員 説明は事務局からの説明どおりですし、追加して言うこともないと思います。譲受人については、集約を目指して少しずつ増やしておられますし、今後もまだまだ出していく予定をされているようで、集約の方向性と、今回もそうですが、不耕作地の解消等を兼ねてやっておられますので、何ら問題もなく、この案件についてはご承認をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、No. 3の南船路につきまして、地元委員よ

り、ご意見を申し上げます。

委員 これについても、事務局から説明のあったとおりで、特にお話する部分もないです。隣接する農地との水などほかにも特に目立った問題もないというように考えておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、No. 4の伊香立上在地町につきまして、地元委員より、ご意見を申し上げます。

委員 No. 4の件ですが、譲渡人が高齢で耕作不能ということで譲受人へ渡すということで話がついたようで、3月4日の9時から推進委員と譲受人と現地立会いをしまして、問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。
それでは、No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第134号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
それでは、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第134号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
それでは、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第134号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
それでは、No. 4について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第134号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第135号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 ありがとうございます。2月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、それでは、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員よりご報告をお願いします。

委 員 まず初めに No. 1の南船路の件、当日、現地立会いをいたしました結果、状況としては事務局から報告があったとおり、農地の利用方法が今回変更ということになってくるわけですが、水路の関係等が一番確認を必要とするようなこともあり、現地で、譲受人にも確認をしたところ、水路については問題がないということもございますので、今回の申請につきましては何ら問題ないというように思います。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

続きまして、No. 2の伊香立北在地町につきまして、2月24日、地元委員、地元推進委員のお2人立会いの下、現地確認をしたところ、経過の報告にもございますように、本来すべき農地法における申請等がされないままに今現在に至っているということで、新たに今回、露天駐車場、また資材置き場として活用するという事で申請されるということで、当初の状況から何ら変わらないという内容でしたので、その点、別に支障はないと思いますし、また当地は山間地にあり、農業として活用することが難しい状況の地域で、この状況に合わせて申請されることについては、いい方向というようにも確認をいたしました。この点につきましても、皆様方のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

No. 3の平野一丁目、上田上の地域ですが、ここにつきましても畑ですが、敷地の一部を自宅の庭や駐車場として利用しておられる状況で、ここが居住用の住居に変わることについては別に問題ないと思います。ただ、以前から農作業用の小屋というのが、違法建築ではないかと思いますが、建っていて、それが解消され、併せて住居を建てられるとのことで、別に問題はないと思いますし、水路の関係につきましてもほかの農地が近隣にあるわけではないので、問題はないかと思いましたが、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の南船路につきまして、地元委員にご意見を伺います。

委 員 今回の No. 1の件ですが、添付の資料22ページで見ていただくとよくお分かりいた

だけだと思うのですが、図面の右手に大津高島線が走っております。その道路に沿った土地の売買という形になっております。この辺りは段々畑になっておりまして、左の土地は今回の案件よりはずっと高いところにあります。ですから、周囲が道路よりみんな高い状態で、埋立てに際しても、また排水に際しても特にほかに影響するところがないような状態になっており、特に支障ないかと思っておりますので、審議のほう、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 2の伊香立北在地町につきまして、地元委員にご意見を伺います。

委員 北在地町の件に関しましては、譲受人が買い受けられるまでに産廃施設関係と思われる者が不法に何かしており、それを地元としても困ったことだと話していたところ、譲受人がそこを買い取られて、今の状態になっています。上にはコンポストという生ごみを堆肥化する工場があり、その下を駐車場などに使うということで聞いており、何ら問題はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 3の平野一丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 この案件は、去る2月24日に測量士の方と一日立会委員、地元推進委員、事務局2名、そして私の6名で立会いを行いました。この土地は、おじいさんの名義ですが、そこにお孫さんが家を建てられるということです。先ほどの一日立会委員から説明がありましたように、この土地は畑ですが、実際は作物を作られておらず、木を植えたり、一部は庭として使われるというような便利使いされていて、またその隣の家がもともとの家ですので、出入りが難しいことから、車の誘導路としても使われていたということで、今回ここに顛末書を付けられての申請になっています。周囲には田んぼなどは何もなく、道路の高低差もほとんどありませんし、排水的に特に問題ないと思っております。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。No. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第135号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1

は許可することに決定いたします。

No. 2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第135号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

No. 3につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第135号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第136号 営農型発電設備の設置に係る農転用許可申請（農地法第5条）及び区分地上権設定申請（農地法第3条）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 （事務局、資料に基づき説明）

議 長 説明が終わりました。それでは、地元委員の意見をお伺いします。地元委員に農地法第5条及び第3条につきまして一括してご意見をお伺いします。

委 員 ただいま事務局から説明がありましたとおり、太陽光発電の申請ですが、譲渡人と譲受人は親子関係でありまして、同じところに住まわれており、問題がないと思えますし、毎年現地調査していますが、菌床シイタケの作り方も毎年工夫されて、50ページの写真にあるように、足場板の上に菌床を置かれて雨水害の少ないようにして、その下には密を植え、これは陰でも育つ樹木ですので、何とか営農になるように考えておられ、何ら問題はないと思しますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。

なお、5条及び3条は関連しますので、一括で採決いたしますので、よろしくをお願いします。

では、(1)の5条及び(2)の3条について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第136号 営農型発電設備の設置に係る農転用許可申請（農地法第5条）及び区分地上権設定申請（農地法第3条）については、5条許可申請及び3条許可申請ともに許可することに決定いたします。

続きまして、議案第137号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
なお、農業委員会等に関する法律第31条1項の規定により、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員及び〇〇委員が利害関係者に該当しますので、ご退席いただきます。

（〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員 退席）

議 長 農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 （農林水産課、説明）

議 長 はい、ありがとうございました。
説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

（なしの声）

議 長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案137号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

それでは、これより再度、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員及び〇〇委員にお入りいただきます。

（〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員 着席）

議 長 ここで、農地系の議案の審査を一旦終了します。
なお、議案第138号以降の案件につきましては、農業振興系の案件として後ほど審議いたします。

それでは、続きまして報告案件です。報告第196号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第197号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第198号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第199号 農業者証明について、報告第200号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、以上、一括して事務局の報告を

求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)
(事務局、集計報告)

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、以上をもちまして、一旦報告案件を終了
します。そのほか、何かありましたらお願いします。

(事務局、資料に基づき報告)

議長 それでは、これをもちまして、農地系の案件は終了します。
引き続き、農業振興系の案件に移ります。
議案第138号 農地法第3条第2項第5号の規定による面積の廃止についてを
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

議長 説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。
議案第138号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い
します。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第138号 農地法第3条第2項第5号の規定による面積の
廃止については、原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第139号 大津市農業委員会規定の一部改正についてを議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はあ

りますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。
議案第139号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第139号 大津市農業委員会規定の一部改正については、原案のとおり決定することにいたします。
続きまして、議案第140号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

議 長 ありがとうございました。説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。
議案第140号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第140号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正については、原案のとおり決定することにいたします。
続きまして、議案第141号 大津市個人情報保護法等の施行に関する農業委員会規則の制定について、議案第142号 農業委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして執行させることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

これらは関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。
議案第141号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い
いたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第141号 大津市個人情報保護法等の施行に関する農業委
員会規則の制定については、原案のとおり決定することにいたします。
続きまして、議案第142号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第142号 農業委員会の権限に属する事務の一部を市長の
補助機関たる職員をして執行させることについては、原案のとおり決定することに
いたします。
では、続きまして報告案件です。報告第201号 広報誌みどりのこだま第92
号について、事務局から報告をお願いします。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

議 長 ありがとうございました。何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、その他報告に移ります。事務局から願
いします。

事務局 (事務局、その他報告)

議 長 ただいまの報告について何かご質問があれば。
では、ないようですので、マイクを司会に渡します。

副会長 以上をもちまして、第24期第36回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報
告事項等を終了いたします。お疲れさまでした。

議事録署名委員

議長 (横山 成治 委員) 印

委員 (高谷 久美子 委員) 印

委員 (宇野 幸太郎 委員) 印